

パートナーの もしもの際にもしっかり備える

全疾病連生団信

■ 連帯債務でローンをお借入れする場合に、
主債務者、連帯債務者の2名でご加入いただける団信です。

■ 連生被保険者の
どちらかに万が一のことがあった場合、
または所定の就業不能状態に該当した場合を保障します。

連生団信のイメージ

例えば…



ローン残高3,000万円
(お2人で月10万円の返済)



一般連生団信の場合

今までは 付保割合を設定する団信
(2名が50%ずつ一般団信加入)

Aさんに
万が一のことが
あった場合



または



Bさんに
万が一のことが
あった場合

ローン残高1,500万円はそのまま残ります。
(1,500万円をお支払い)

一般連生団信なら…

Aさんに
万が一のことが
あった場合



または



Bさんに
万が一のことが
あった場合

ローン残高0円
(3,000万円をお支払い)

全疾病連生団信の場合

今までは 付保割合を設定する団信
(2名が50%ずつ全疾病保障付団信加入)

Aさんが
所定の
就業不能状態



または



Bさんが
所定の
就業不能状態

毎月のローン返済日が到来した場合

① 月額保障 (月5万円をお支払い)

8疾病*1で12カ月または8疾病以外の病気やケガで24カ月
就業不能状態が継続した場合

② ローン残高1,500万円はそのまま残ります
(1,500万円をお支払い)

全疾病連生団信なら…

Aさんが
所定の
就業不能状態



または



Bさんが
所定の
就業不能状態

毎月のローン返済日が到来した場合

① 月額保障 (月10万円をお支払い)

8疾病*1で12カ月または8疾病以外の病気やケガで24カ月
就業不能状態が継続した場合

② ローン残高0円 (3,000万円をお支払い)

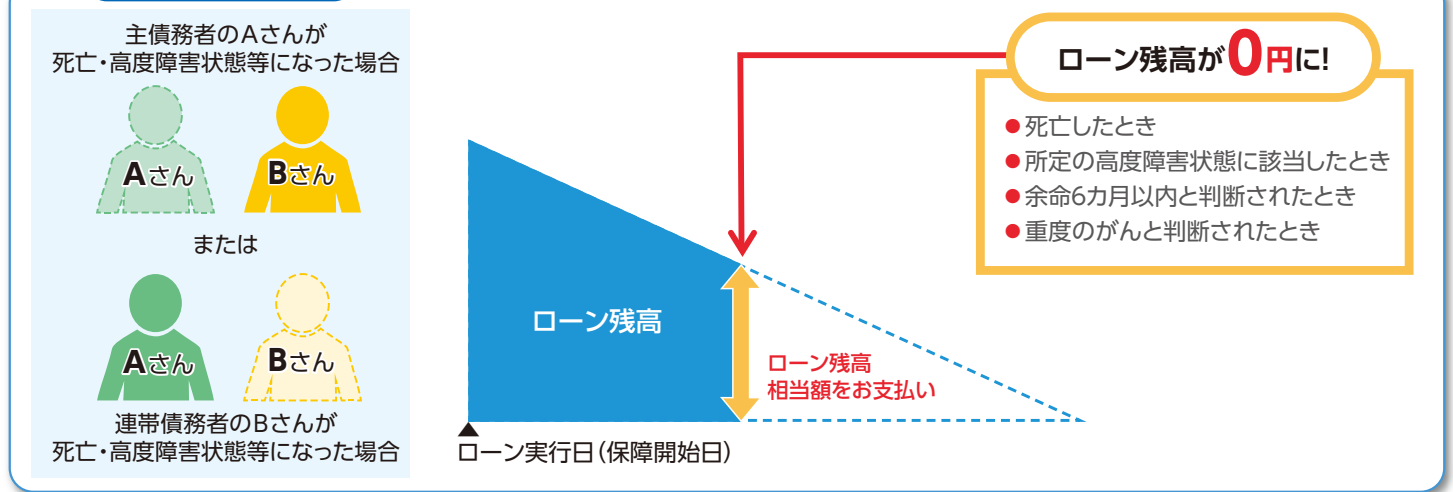
*1:がん、急性心筋梗塞、脳卒中、高血圧症、糖尿病、慢性腎不全、肝硬変、慢性膵炎

※保険金のお支払いには所定の条件があります。被保険者のしおりに記載の契約概要・注意喚起情報をご確認ください。

一般連生団信の概要

連生被保険者のいずれかが、死亡または所定の高度障害状態になった場合、あるいは、医師の診断をもとに、保険会社より余命6カ月以内または重度のがんと判断された場合、ローン残高が0円になります。

保障イメージ



※連生被保険者の両方が同時にお支払事由に該当した場合、お支払金額は債務残高相当額を限度とし、重複してお支払いはしません。

全疾病連生団信の概要(一般連生団信に就業不能保障特約をプラス)

就業不能保障特約

連生被保険者のいずれかが、就業不能状態^{*1}が所定の期間を超えて継続した場合、ローン残高相当額をお支払いします。(月々のローン返済額の保障を含みます。)

*1：就業不能状態とは、病気・ケガの治療のため、入院しているか医師の指示により自宅等において療養していることをいいます。

① 月々のローン返済額の保障

保障開始日以降に病気やケガにより就業不能状態となり、その状態が所定の免責期間を超えて継続し、ローン返済日が到来した場合、月々のローン返済額を保険金(就業不能保険金)としてお支払いします。

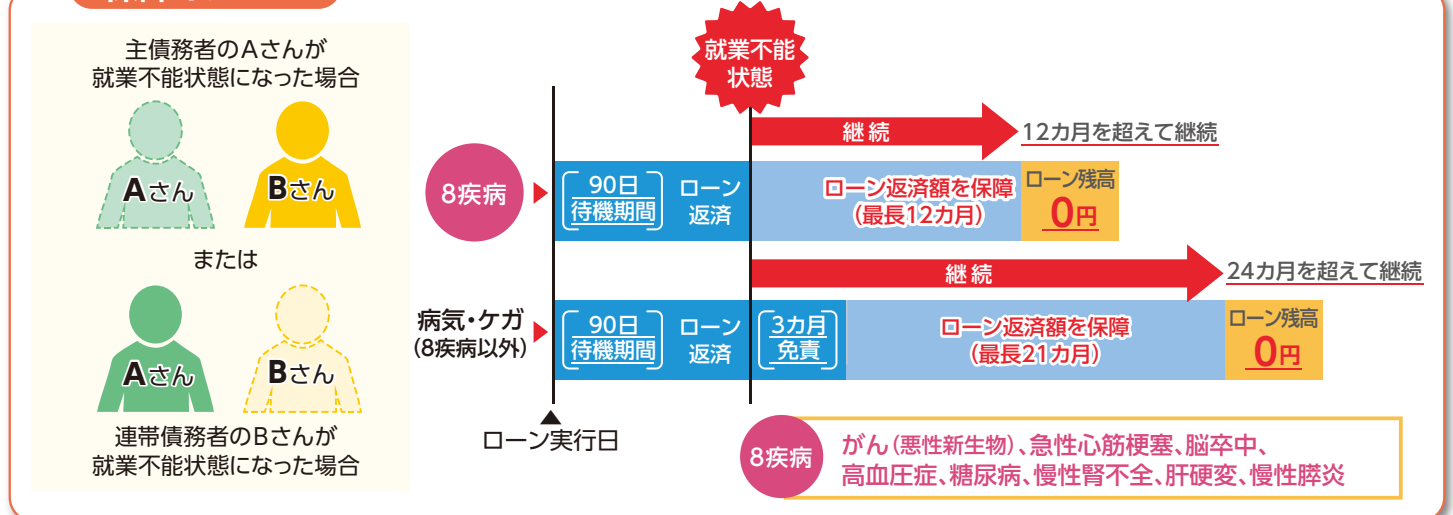
※連生被保険者それぞれにつき、ローン期間を通算して36カ月分までお支払いします。

※ボーナス返済月については、ボーナス返済額と月々の返済額をお支払いします。

② ローン残高の保障

保障開始日以降の病気やケガによる就業不能状態が所定の期間を超えて継続した場合、その時点のローン残高相当額を保険金(債務繰上返済支援保険金)としてお支払いします。

保障イメージ



※ローン実行日から90日間は待機期間となり、この期間中に就業不能状態になった場合は原因を問わずお支払いの対象外です。(保障開始日は、ローン実行日から91日目です。)

※精神障害、正常な妊娠・出産・むちうち症または腰痛で医学的他覚所見のないもの等はお支払いの対象外です。

※上皮内がん、大腸の粘膜内がん等は悪性新生物に含まれません。

※同じ原因により、180日以内に再び就業不能状態となった場合には、前回と継続して計算します。

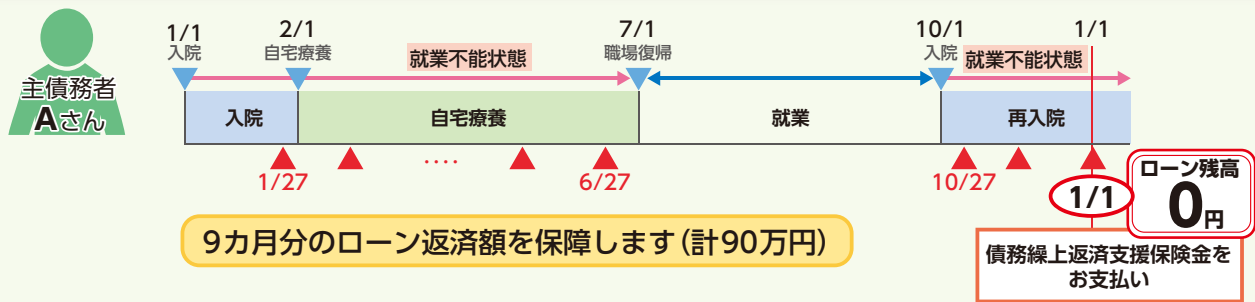
※連生被保険者の両方が同時にお支払事由に該当した場合、お支払金額は予定返済額(就業不能保険金の場合)または債務残高相当額(債務繰上返済支援保険金の場合)を限度とし、重複してお支払いはしません。

全疾病連生団信のお支払い例

ローン返済日：毎月27日
ローン返済額：お2人で月10万円

例1

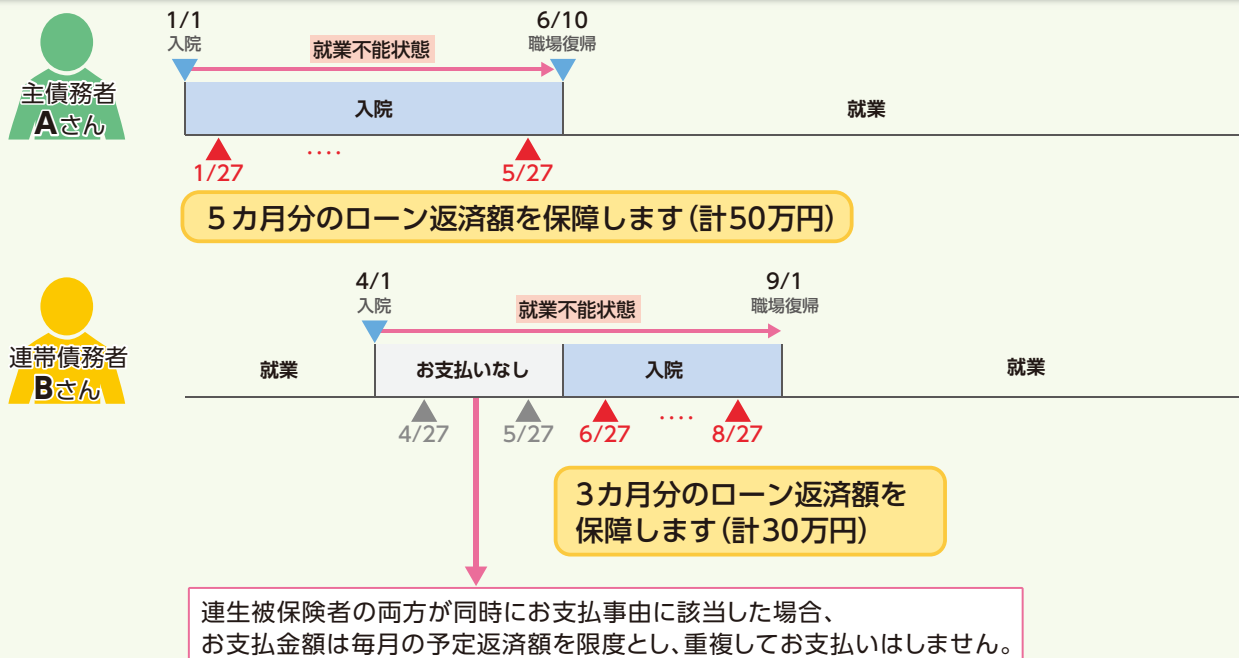
Aさんががん(8疾病)により1カ月入院、5カ月間自宅療養し復帰するも
3カ月後に同じ原因により3カ月入院した場合。



同じ原因により、180日以内に再び就業不能状態となった場合には、
前回と継続した就業不能状態とみなします。

例2

Aさんが脳卒中(8疾病)により6カ月間入院、Aさんが入院中に
Bさんががん(8疾病)で5カ月入院した場合。



Q&A 就業不能保障のQ&A

Q Question1

就業していなくても
就業不能保障は受けられますか？

A Answer1

実際に就業しているかどうかは問わず、
就業不能状態に該当すれば保障対象となります。



Q Question2

自宅で療養している期間は
就業不能の対象となりますか？

A Answer2

病気やケガにより、
日常生活に制限を受けるかまたは制限を加えることを必要とするため、活動範囲が家屋内に限られる場合(通院などの必要最低限の外出を除く)を自宅療養といい、医師の指示による自宅療養については対象となります。軽作業または事務作業等ができる場合は該当しません。



Q Question3

ボーナス返済月については、ボーナス
返済額も支払いの対象となりますか？

A Answer3

就業不能保険金の支払い対象となった
月がボーナス返済月だった場合には、
ボーナス返済額と月々の返済額を
お支払いいたします。

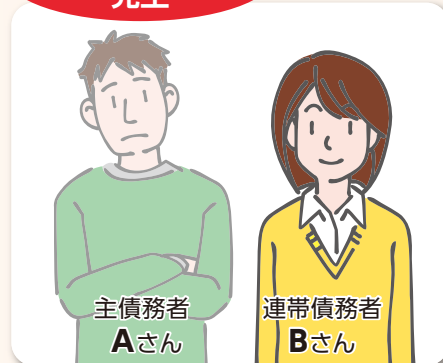


(参考) 病気・ケガによるご家族への影響

Aさん(42歳)はある日突然、**脳卒中(脳梗塞)**で倒れ救急搬送されました。一命は取り留めましたが3カ月間入院。退院後も左半身の手足に力が入らない**片麻痺(半身不随)**の後遺症が残り、歩行や食事を自分1人では行うことが出来ない状態が続いています。
退院から9カ月たった今も治療のため、医師の指示により自宅で療養を続けています。

※医師により要安静、かつ軽労働または座業はできないと所見あり

就業不能状態
発生



想定される具体的な事例

Aさんの場合

- ・休職または退職
- ・治療費によって支出が増加

Bさんの場合

- ・介護/看護のため休職または退職
- ・家事/育児の負担の増加
→家事代行サービスやベビーシッター等の利用により支出が増加することも

【家事代行サービスの内容例】

料理・買い物・掃除・洗濯・食器洗い・ゴミ出し等

収入の減少や支出の増加につながる可能性があります。



- ◆ご夫婦等のいずれかが就業不能状態となった場合、本人だけではなく家族への影響も大きくなります。
- ◆収入の減少だけではなく、家庭全体の支出の増加についても検討する必要があります。

※保険金のお支払いには所定の条件があります。被保険者のしおりに記載の契約概要・注意喚起情報をご確認ください。

税務上のご注意

連帯債務者の一方が団体信用生命保険(付加されている特約を含みます)の保険金のお支払事由に該当したことにより、ローンが完済(債務弁済)された場合、もう一方の連帯債務者のローンが免除される部分が一時所得とみなされ、所得税の課税対象となる場合があります。詳しくは、最寄りの税務署にお問い合わせください。

【引受保険会社】
SBI生命保険株式会社

【お問合せ先】
団体信用生命保険サポートデスク **0120-272-350**

*携帯電話・公衆電話からでもご利用いただけます。

受付時間 月曜～金曜 9:00～18:00

土日・祝日 10:00～17:00(年末年始を除く)